

馬用駆虫剤

劇薬 指定医薬品 使用基準

エクイバラン[®]ペースト

承認指令書番号	27動薬第3640号
販売開始	1987年4月
再審査結果	1994年11月

®エクイバランはメリアルの登録商標

【成分及び分量】

品名	エクイバランペースト
有効成分	イベルメクチン
含量	100g中1.87g

【効能又は効果】

馬：大円虫、小円虫、馬回虫、馬蠅幼虫の駆除

【用法及び用量】

1回体重1kg当たりイベルメクチンとして下記の量を強制的に経口投与する

馬：200 μ g(製品として10.7mg)

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- (1)本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- (2)本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- (3)馬以外の動物には投与しないこと。
- (4)本剤は、獣医師の指導の下で使用すること。
- (5)本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(馬)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

馬：食用に供するためにと殺する前21日間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- (1)本剤は、劇薬であるので、取扱いには十分に注意し、他の医薬品、食品、飼料等と区別し、小児の手の届かないところに保管すること。
- (2)本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- (3)本剤は魚及びある種の水棲動物に影響を与えることがあるので、容器及び残りの薬剤は、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- (1)誤って薬剤を飲み込んだ場合は、本剤のパッケージを提示し、直ちに医師の診察を受けること。
- (2)飲食又は喫煙をしながら投与しないこと。
- (3)使用後は手を洗うこと。
- (4)目に入らないよう注意すること。万一目に入った場合は水洗いすること。

(馬に関する注意)

- (1)副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

1. 副作用

- (1)本剤の投与により、後肢浮腫、また、時に発疹をおこすことがある。

【使用方法】

容器内には600kgの馬1頭分に相当する量のペーストが充填しており、内筒に付した目盛により、必要量を投与することができる。リングを1/4回転してゆるめ、スライドさせてリングの外筒側を投与馬の体重に相当する目盛にあわせ、1/4逆回転して固定する。馬の口の中に飼料がないのを確認し、キャップをとり、容器を歯と歯の間(切歯と前臼歯の間)から挿入し、舌上にペーストを押し出す。投与後直ちに馬の頭を数秒間持ち上げ、確実に投与する。

【包装】

エクイバランペースト 6.42g(ポリプロピレン容器入)

【製品情報お問い合わせ先】

DSファーマアニマルヘルス株式会社

〒541-0053 大阪市中央区本町2-5-7

<https://animal.ds-pharma.co.jp>

製造販売元(輸入発売元)

DSファーマアニマルヘルス株式会社
大阪市中央区本町2-5-7

提携



メリアル・ジャパン株式会社

東京都新宿区西新宿3-20-2

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。